

令和 6 年度住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

「令和 6 年度太田市重点支援地方給付金」のご案内

※受給には手続きが必要です

- ・令和 6 年度太田市重点支援地方給付金（以下「重点支援給付金」とする）（1 世帯あたり 3 万円）は、令和 6 年度住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- ・給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金のこども加算給付に関するご案内

- ・18歳以下の児童(平成18年4月2日から令和7年4月30日生まれ)を含む、重点支援給付金の対象となる世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

重点支援給付金：1 世帯あたり 3 万円
こども加算給付：児童 1 人あたり 2 万円

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から**2～3 カ月後**が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

重点支援給付金

世帯全員の
「令和 6 年度住民税均等割が非課税」
の世帯

こども加算給付

**「重点支援給付金の対象となる世帯で18歳以下
の児童を含む」**
世帯

お住まいの市区町村から確認書が届きます（要申請）

（基準日時点で太田市に住民登録があり、税情報等が確認できた世帯に送付されます。）

対象と思われるものの、確認書が届かない世帯は、太田市給付金コールセンター（0276-49-5735）へご連絡ください。

お住まいの市区町村から決定通知書が届きます（申請不要）

（給付金の対象となる世帯で18歳以下の児童を含む場合は、送付されます。）

対象と思われるものの、決定通知書が届かない世帯は、太田市給付金コールセンター（0276-49-5735）へご連絡ください。

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

「令和6年度太田市重点支援地方給付金」の対象世帯について

基準日（令和6年12月13日）において太田市に住民登録あり

あり

令和6年度住民税均等割

非課税

重点支援給付金（3万円/世帯）
の対象になる可能性があります

なし

基準日において住民登録のある自治体へお問い合わせください

課税

対象外

※注意事項

- 世帯員全員が、令和6年度住民税均等割が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯は、支給対象外となります。
- 世帯の中に令和6年1月2日以降に太田市に転入した方がいる場合は、その方の住民税課税証明書が必要です。令和6年1月1日時点で住民登録のある市区町村にて取得してください。
- 令和6年度住民税の申告をしていない方が世帯の中にいる場合は、支給対象とはなりません。必ず申告をしてから申請してください。
- あらたに令和6年度住民税の申告をした（修正等を含む）結果、住民税均等割非課税となり、給付金の支給対象となる場合は申請が必要です。

申請時に必要な添付資料は、確認書および申請書をご確認いただき、不備のないよう、ご協力をお願いします。

※申請期限：令和7年4月30日（水）消印有効

申請書についてご不明な点は、太田市給付金コールセンターにお問い合わせください。（0276-49-5735）

！ 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

太田市給付金コールセンター

0276-49-5735



電話受付時間 平日9:00～17:00